

疑義照会簡素化プロトコルの運用開始後

疑義の発見

事前に合意書の
取り交わしが必要

【新しい運用】

疑義照会内容がプロトコルに
記載されている場合

プロトコルに基づき
疑義照会せず処方変更

【疑義照会簡素化プロトコルによる処方修正報告書】で
処方変更内容FAXにて報告
※残薬調整に関する疑義照会については必ずトレーシングレポートも添付して下さい
FAX: 0244-22-8131

疑義照会内容がプロトコルに
記載されていない場合

処方医へ疑義照会を行う
同意が得られれば処方変更し調剤

調剤薬局では、処方変更
内容(処方箋のコピー)を
FAXにて報告
FAX: 0244-22-8131

必ず患者へ説明
を行い同意
を得ること